手話言語・情報コミュニケーション条例の制定状況

区分）①手話以外を含む一体型の条例：7、②手話のみの条例：20、③手話条例＋手話以外含む条例：3

	都道府県名	区分	策定時期	条例名	対象としている意思疎通手段												
					手話	要約筆記	触手話	点字点訳	音訳	指文字指点字	筆談	代読	代筆	平易な言葉	実物絵図	器具・装置等	その他
1	鳥取県	③	H25.10	鳥取県手話言語条例	●												障害者の意思疎通の仲介、その他の障害者が他人との意思疎通を円滑に図ることができるようにするための手段
			H29.9	鳥取県民みんなで進める障害者が暮らしやすい社会づくり条例	●		●	●	●	●	文字					情報通信機器・文字の表示	
2	群馬県	②	H27.4	群馬県手話言語条例	●												
3	神奈川県	②	H27.4	神奈川県手話言語条例	●												
4	長野県	②	H28.3	長野県手話言語条例	●												
5	埼玉県	②	H28.4	埼玉県手話言語条例	●												
6	沖縄県	②	H28.4	沖縄県手話言語条例	●												その他の聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段
7	千葉県	①	H28.6	千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例	●	●	●			●	●						
8	愛知県	①	H28.10	手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	重度障害者用意思伝達装置	その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段
9	山形県	②	H29.3	山形県手話言語条例	●												
10	大阪府	②	H29.3	大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例	●												
11	秋田県	①	H29.4	秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例	●	●	●	●	●		●	●	●				その他の障害者が他者との意思疎通を図るための手段
12	三重県	②	H29.4	三重県手話言語条例	●												
13	奈良県	②	H29.4	奈良県手話言語条例	●												
14	新潟県	②	H29.12	新潟県手話の普及等の推進に関する条例	●												
15	和歌山県	②	H29.12	和歌山県手話言語条例	●												
16	京都府	①	H30.3	言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例	●	●	●										その他の聴覚障害者の意思疎通のための手段
17	静岡県	②	H30.3	静岡県手話言語条例	●												
18	北海道	③	H30.4	北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例	●												
			H30.4	北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例	障害者が視覚、聴覚または触覚、身体、機器等を活用して意思疎通を図るための手段												
19	富山県	②	H30.4	富山県手話言語条例	●												
20	石川県	②	H30.4	石川県手話言語条例	●												
21	福井県	②	H30.4	福井県手話言語条例	●												
22	岐阜県	①	H30.4	岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	●	●	●	●	●		●	●	●				その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段
23	佐賀県	①	H30.9	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例	●	●					●					補助器具	その他の聴覚に障害のある人が他者との意思疎通又は周囲からの情報取得を図るための手段
24	茨城県	②	H30.10	茨城県手話言語の普及の促進に関する条例	●												
25	福島県	②	H31.4	福島県手話言語条例	●												
26	宮崎県	①	H31.4	手話等の普及及び利用促進に関する条例	●	●	●	●	●			●	●				その他の障がい者が他者との意思疎通を図るための手段
27	山口県	②	R1.10	山口県手話言語条例	●												
28	鹿児島県	②	R2.3	言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例	●												
29	青森県	③	R2.3	青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例	言語	●	●	●	●	●	●	●	●		●	字幕・ボード意思伝達装置	その他の障害者と他者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段
			R2.7	青森県手話言語条例	●												
30	大分県	②	R3.3	大分県言語条例	●												